

告 示

埼玉県告示第百十六号

令和七年埼玉県告示第三十号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

第三の一中「化石燃料、」を「化石燃料（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第34条第1項に規定する脱炭素成長型投資事業者が使用する化石燃料を除く。）又は」及び「又は電気」を「若しくは電気」に改める。

別表第三の第一の備考二中「場合」の次に「その他の知事が別に定める場合」を加える。